



# 監査結果報告書

宝 監 第 1 1 5 号  
令和4年(2022年)2月25日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男  
同 小 川 克 弘  
同 梶 川 みさお

令和3年度定期監査（総務部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 第 1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 第 2 監査等の対象

原則として、令和 3 年 4 月から令和 3 年 10 月までの総務部における財務に関する事務の執行及び財産管理

## 第 3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

## 第 4 監査等の日程

事務局監査 令和 3 年 11 月 15 日から令和 4 年 1 月 28 日まで

本 監 査 令和 4 年 1 月 27 日、28 日

## 第 5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第 6 で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 《総務課》

##### 1 宝塚市定員管理方針及び宝塚市定員適正化計画について

令和4年1月に策定された、宝塚市定員管理方針（以下「定員管理方針」という。）及び宝塚市定員適正化計画（以下「定員適正化計画」という。）では、今後5年間は現在より少ない職員数で適切に行政サービスを提供できる組織運営及び持続可能で安定的な行財政運営の実現を目的として、定員管理の方針や定員適正化の取組を定めています。

前回（平成28年12月）の定員適正化計画は、平成28年度から令和2年度までを計画期間とし、職員数の見通しとなる計画職員数は、定数職員（正規職員数、週5日勤務の再任用職員数及び週4日勤務の再任用職員数は0.8を乗じた数の合計）で算定しています。また、令和2年度までの取組として、令和3年4月1日現在の定数職員1,652人を上限に増員するものとしていました。

しかしながら、今回の定員適正化計画は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、職員数の見通しとなる計画職員数は、実数職員（正規職員数、週5日勤務の再任用職員数及び週4日勤務の再任用職員数の合計）で算定しています。また、令和3年度は令和3年12月1日現在の実数職員1,582人を新たな基準としています。

このように、明確な理由もなく、基準となる計画職員数の定義を定数職員から実数職員に変更したこと、今回の定員適正化計画の起算点を前回の取組結果時点である令和3年4月1日現在ではなく令和3年12月1日現在に設定したこと等により、参考として定数職員での見通しも記載されているとはいえ、計画の継続性が失われ、前回の取組結果が把握しにくくなっています。また、定員管理方針及び定員適正化計画において、定数職員及び実数職員については、それぞれ合計のみ記載されており、算定根拠となる正規職員数、週5日勤務の再任用職員数、週4日勤務の再任用職員数等の内訳がないため、非常に分かりづらく、市民に対して丁寧に説明する必要があると考えます。

なお、定員適正化計画には、計画職員数に基づく令和4年4月1日現在の計画採用予定人数が記載されていますが、令和3年度実施の職員採用試験等への影響については、「新たな定員適正化計画が策定されていなかったことから、令和3年度当初は職員数現状維持の方針で、令和3年度末の再任用満了や退職等の人数をそのまま補充する前提で各種採用試験を行った。令和4年1月に定員適正化計画が確定したことから、現在進行中である採用試験の合格者数により調整を行う。」旨の説明を受けましたが、定員適正

化計画策定後に調整が可能であったとはいえ、本来であれば定員管理方針及び定員適正化計画に基づいて、職員募集を行うべきであると考えます。

次回の定員管理方針及び定員適正化計画の策定に当たっては、計画の継続性を保ちつつ、算定の根拠を明確にする等、市民にとって理解しやすい内容になるよう検討してください。

## 2 事務処理ミス防止の取組について

職員による事務処理ミスが発生した場合に、速やかに報告することにより適切に対応し、事務処理ミスが今後発生しないようにすることを目的として、平成28年度に事務処理ミス発生報告対応マニュアル（以下「報告対応マニュアル」という。）が策定されました。報告対応マニュアルにおいて、対象とする事案は、（1）事務処理ミスを正すための措置を行うことについて本来必要でない費用を要することになった場合、（2）事務処理ミスにより市民や事業者に迷惑をかけるなど影響がある場合、（3）上記（1）及び（2）以外でも、事務処理ミスにより市民などに対して与える影響が大きいもの、とされています。

事務処理ミスの報告件数について確認したところ、平成30年度4件、令和元年度2件、令和2年度6件、令和3年度（令和4年1月時点）7件となっていました。宝塚市事務処理ミス防止対応方針の策定前の平成27年度に判明及び発生した18件より報告件数は減少していますが、実態を正しく反映しているのか疑念が残ります。例えば、令和元年度一般会計及び特別会計決算審査において、令和元年度に修正した固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税誤り52件の中には、人為的に発生したミスも含まれていましたが、「総務課と協議した結果、報告の対象には全て該当しなかった。」旨の説明を受けました。報告対応マニュアルの定義に即した運用が必要ではないかと考えます。

また、所管課においては、人為的に発生したミスは全て把握した上で、事案の程度によって、公表等の対応を判断すべきではないかと考えます。度重なる事務処理ミスで市への信頼が失墜することを防ぎ、また、内部統制に資する取組を引き続き実施していくためにも、把握した事務処理ミスの内容を分析し、再発防止策の徹底等、全庁的な事務の適正な執行の確保に努めてください。

## 《契約課》

### 1 契約事務の適正な執行の確保について

所管課では、契約事務の適正な執行の確保を図るため、市が発注する工事等の請負、業務の委託及び物品の購入等に係る入札・契約に関する各種マニュアルを定め、職員に周知しています。また、新人職員を対象に契約事務に関する研修を毎年度、実施しています。それにもかかわらず、これまでの定期監査等において、特名随意契約の締結に際して予定価格調書の作成及び見積書の徴取を行わず、契約相手方との協議によって契約金額を決定していた事案や予定価格が設計金額を超過していた事案など、宝塚市契約規則やマニュアル等から逸脱した事務手続が複数の部において散見されました。全庁的に正しい契約事務手続について十分な理解がなされないまま事務処理が行われているのではないかと考えます。

適正な契約事務の執行のためには、契約事務に携わる担当職員が契約事務手続を理解することはもとより、事務手続が誤っていれば最終決裁権者である管理職が事前に指摘し、正しい手続を指導することが必要不可欠です。今後はこうした指導者としての管理職を育成するための管理職向けの研修を実施するなど、本市の内部統制の強化が急務であると考えますので、その取組について検討してください。

## 《管財課》

### 1 市庁舎電気設備等改修工事と事業効果について

市庁舎の電気設備は、平成12年度に一部照明器具の更新が行われた以外、ほとんど更新されないまま現在に至っています。そのため、特に老朽化が顕著な防火防災設備については早急な機能更新が必要な状況となっています。防火防災設備の更新に合わせて電灯分電盤の更新や照明器具のLED化等を行い、市庁舎の長寿命化と節電に取り組むことを目的に、令和元年度から令和4年度末までの工期でこれらの電気設備等改修工事が進められています。また、本工事によって市庁舎の照明に係る電力使用量を平成27年度と比較して15%削減することを目標としています。今回、令和3年4月から11月までの照明電力使用量と平成27年度の同月を比較した結果、18%の削減が達成されていました。一部未施工箇所が残っている現時点において当初の目標値を上回る削減が達成できていることについては評価できます。しかしながら、動力に係る電力も含めた庁舎全体の電力使用量について同様に比較した結果では、平成27年度よりも電力使用量は4.5%増加していました。この要因について所管課に確認したところ、「新型コロナウイルス感染症対策のため庁内の換気を行いながら空調運転を行っていたことから、電力

使用量が増加したものと考える。」旨の説明がありました。コロナ禍という状況もあり、空調効率の悪化によりエアコンの電力消費量が増加したことは一定理解できますが、今後は職員一人一人の節電に対する意識を高めるよう働きかけるとともに庁舎全体の電力使用量の削減により一層取り組んでください。

## 2 普通財産の管理について

所管課では、公有地の有効活用を図るため、所管する普通財産の貸付を行い、不用品を処分することで収益の確保に取り組んでいます。令和3年度に行った財産処分の件数は4件となっており、今後の処分予定について所管課に確認したところ、「現時点での処分予定はないが、今後相手方から処分等についての要望があれば対応する。」旨の説明を受けました。また、令和3年10月末時点で管理している全ての普通財産についてその管理状況を確認したところ、管理台帳上の土地の実測面積の表記が不適切なものが見受けられました。財産の利用状況については、立地条件が良く、利用価値が高いと考えられる物件は、おおむね貸付により有効利用が図られていましたが、一部の財産については、的確な現状把握がされておらず、事故等の財産管理上のリスクが懸念されるものが見受けられました。現地調査等により所管する財産の個々の現状を把握することに加え、貸付等の有効活用を図ることにより効率的かつ適正に管理を行うとともに処分が行える財産がないか積極的に検討を行ってください。

## 《看護専門学校》

### 1 看護専門学校のあり方に関する検討について

令和2年6月23日に看護専門学校のあり方に関する検討委員会から意見報告が提出されました。主な内容としては、「特に令和元年度以降の市立病院の看護師採用人数は、看護専門学校の卒業者数を大きく下回っていることや、今後の看護師採用に対する考え方を踏まえると看護専門学校の設立趣旨である市立病院の看護師確保という目的は達成したと考えられることから、市は看護専門学校の廃止の検討を進めることが必要である。一方で、卒業生全員が看護師国家試験に合格しているなど、優れた教育の実績もあるため、市に代わって運営を担う主体が見つかることが望ましい。」旨が示されました。

平成29年度以降の卒業者数及び就職等の状況は、次表のとおりです。

単位：人

卒業年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月 見込
宝塚市立病院	23	10	8	6	5
市内民間病院	1	2	2	3	2
小計	24	12	10	9	7
市外公立病院	9	12	22	21	23
市外民間病院	6	8	4	7	8
進学	0	1	0	3	1
その他	2	1	1	0	0
合計	41	34	37	40	39

卒業者の市内就職率 (%)                      58.5                      35.3                      27.0                      22.5                      17.9

令和3年3月卒業者の就職等の状況を見ると、卒業生40人のうち市立病院等の市内病院への就職者は9人となっており、ここ数年の卒業生の市内就職率は30%を下回る状況が続いています。また、看護専門学校に係る学生1人当たりの支出額から受験料、入学金及び授業料等の収入額を差し引いた、学生1人に対する3年間の市税投資額は約190万円になります。このことから、令和3年3月卒業生全員分の投資額約7,600万円のうち、市内病院への就職者9人分約1,710万円は市内へ還元されているものの、市外病院への就職者等31人分約5,890万円の投資は結果的に市外に流出していると言えます。このような状況が続いていることに鑑みれば、意見報告でも示されているように本市が単独で財政負担して看護専門学校を存続するのは市民の納得が得られないのではないかと考えます。

また、意見報告を受けた後の検討状況について、所管課に確認したところ、「意見報告の内容を踏まえ、今後の方向性が決定できるよう資料収集等を行った。意見報告を受けて市内部での協議を行っているところであり、今後、看護専門学校の存続、他施設への転用を含めて市内部で意思決定していく。」旨の説明を受けましたが、現時点では未だに具体的な庁内協議を進めている状況には至っていませんでした。宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針では前期取組期間である令和9年度までに今後の方向性を決定することが示されていますが、収入を差し引いても毎年度約8,000万円の管理運営費がかかることや、仮に他施設へ転用する方針決定をした場合でも学生募集停止から最低でも3年かかること等を考えると、直ちに庁内協議を積み重ね検討を進めるとともにできるだけ早期に方針決定を行うよう努めてください。

## 《人材育成課》

### 1 被服等貸与について

本市では、職務の執行上必要な被服その他の物品について宝塚市職員被服等貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、被服貸与計画表を作成し、年度ごとに定められた被服を対象となる職種の職員に貸与（定期貸与）しているほか、新規採用や人事異動に伴う貸与、破損等で使用に耐えなくなった場合に破損等した被服等との交換による貸与（臨時貸与）を行っています。例えば、技術職員を対象とする被服等の貸与は、次表のとおりです。

被貸与者	貸与物品	貸与数	貸与期間
技術職員	夏季用技術服（上・下）	2着	3年
	冬季用技術服（上・下）	2着	3年
	防寒服	1着	使用に耐える期間
	雨衣	1着	使用に耐える期間
	長靴	1足	使用に耐える期間
	安全靴	1足	使用に耐える期間

貸与期間を見ると、「使用に耐える期間」としている被服等がある一方で、技術服については一律「3年」の貸与期間としています。使用状況によっては劣化度に差が生じることが推察されることから、コスト削減の観点からも一律の貸与期間とするのではなく、実際の劣化の状況に応じて貸与することが適当であると考えます。また、規程では貸与期間が経過した後の被服等については、「当該被貸与者に給与する。」とされていますが、職務の執行上必要なものとして貸与されていることや市職員であることを表す仕様となっていることを踏まえると、貸与期間が経過した後の被服等については、転売や悪用されるなどのリスクを回避するためにも、貸与者が回収し処分すべきではないかと考えます。さらに、庁内各課の判断により規程に基づかない被服の購入事例が見受けられますが、職員が職務上必要として着用する被服については、規程に基づき一元的な取扱いとする必要があるのではないかと考えます。

所管課にあっては、全庁的に職員の被服等の使用状況の実態を把握し、適切かつ効率的な貸与事務が図れるよう被服貸与計画表の見直しも含め、被服等の貸与の在り方について検討を行うとともに改善に向けて取り組んでください。

## 《人材育成課・給与労務課共通》

### 1 会計年度任用職員の時間外勤務について

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、非常勤嘱託職員については月額で



報酬を定める会計年度任用職員へ、臨時的任用職員は日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員へと移行しました。

平成30年度から令和2年度までの時間外勤務の状況を確認したところ、月額で会計年度任用職員については、青少年課において、年間の時間外数（代休割増含む）が平成30年度が11,725時間（全体の62.2%）、令和元年度が13,760時間（同65.5%）、令和2年度が10,283時間（同69.8%）となっており全体のうち大きな割合を占めています。また、月額以外の会計年度任用職員についても、次表のとおり、時間外勤務が常態化している職場が複数あることが判明しました。

（単位：時間）

課名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
窓口サービス課	363	285	2,101
火葬場・霊園・墓苑	1,154	1,243	991
防犯交通安全課	900	922	499
教育支援課	1,478	917	669
養護学校	949	847	605

※主な課のみ記載

会計年度任用職員の時間外勤務については、「宝塚市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する基準を定める規則」第3条第6項（以下「規則」という。）において「公務のため臨時に必要な場合においては、任命権者は、前各項の規定にかかわらず、会計年度任用職員を勤務時間外又は勤務を要しない日若しくは休日に勤務させることができる。」とあります。所管課において時間外勤務が生じたことについて、それぞれ固有の業務遂行上の理由があることは一定理解できますが、規則上はあくまで「臨時に必要な場合」であることに鑑みれば、時間外勤務が常態化することは不適切な運用であると考えざるを得ません。その改善のためには、時間外勤務が生じる原因の特定を行うとともに、削減のための抜本的な取組が必要です。今後は、時間外勤務の命令権者が規則の趣旨を理解し、改善に向けて取り組むだけでなく、人材育成課及び給与労務課においても各所管課とともに会計年度任用職員の時間外勤務削減に向けての取組を進めてください。

## 《人権男女共同参画課》

### 1 相談事業業務委託について

本市では、コロナ禍の影響から女性のための電話相談やDV相談件数が大幅に増加し、不安を抱える女性の増加が顕著になっているとの認識から、男女共同参画センターの指定管理業務として従来から実施している16時までの女性のための電話相談に加え、17時から21時までの電話相談業務について、指定管理者とは別団体に委託し、令和3年度からの拡充事業として、地方女性活躍推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「国交付金」という。）を活用して実施しています。

ところが、当該委託業務については、拡充事業であるにもかかわらず予算として市議会の議決を経ることなく、総務部内の予算を流用して実施していました。このことについて所管課に確認したところ、「令和3年度6月補正予算では、既存事業である指定管理料への国交付金の充当を想定し、新たに事業を拡充しての実施は想定していなかった。しかし、その後の国との協議の中で指定管理料への国交付金の充当は難しいことが判明したため、新たに委託業務を実施することとし、その財源については部内予算から流用したものである。」旨の説明を受けました。

本来、予算は市民に税金がどのように使われるのかを明確にするとともに、市議会の関与によって、執行機関の独善を防ぎ、民主的な財政運営を担保するものです。国との協議の中で、当初の想定を変更せざるを得なくなった事情があったことは一定理解できますが、当該委託業務の実績は、当初見込んでいた活動実績には至らなかったことから、市民や市議会に知らせないまま、予算の流用をしてまで実施すべき事業であったのかは疑問の残るところです。今後は事前に事業内容を精査し、適切な予算計上及び執行に努めてください。

また、当該業務委託の契約を締結する際の一連の契約事務関連書類を確認したところ、予定価格調書に記載された予定価格が設計金額を超過しているなど多くの不備が見られました。宝塚市契約規則第7条第3項には「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」とあります。予定価格調書の作成は公正な契約事務の執行において特に重要な書類となりますので、慎重に事務を執行する必要があります。所管課においては、他の契約事務手続においても不備が多数見られましたので、契約事務に係る職員のチェック体制を今一度見直し、適正な契約事務の執行に努めてください。

## 《人権文化センター共通》

### 1 会議室等の施設利用について

人権文化センターの会議室等の施設利用に当たっては、宝塚市立人権文化センター条例施行規則において、事前に登録した団体だけでなく、個人での申請も可能と定められています。

しかしながら、市ホームページにおいて、一部の人権文化センターの利用に係る説明に、「原則、登録の手続をされた団体による利用に限らせていただいています。(個人ではご利用いただけません。)」等の記載があり、誤解を招く表現となっていました。

このことについては、「既に当該ホームページは修正した。」旨の説明を受けましたが、施設の設置目的に沿った適切な運用に努めてください。

また、各人権文化センターの会議室等の平均利用率については、次表のとおりです。

(単位 %)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くらんど人権文化センター	27.4	20.7	26.5
まいたに人権文化センター	24.9	26.5	25.3
ひらい人権文化センター	26.3	18.8	30.0

※令和3年度は、令和3年10月末時点

会議室等の利用率向上に資する取組については、「近隣の小学校に対しては、講話、給食の時間、授業参観等を活用して人権文化センターを紹介している。また、フレミラ宝塚を利用している子育て支援グループにも周知したり、周辺住宅の開発時には地域住民に対し個別案内を行った。」等、人権文化センターそれぞれが工夫しながら取り組んでいる旨の説明を受けました。コロナ禍での利用率向上が難しいことは理解できますが、今後も、3つの人権文化センターで連携しながら、人権文化センターに対する認識を広め、多くの市民の利用につながる取組を引き続き進めてください。